

平成27年（ヨ）第6号 原発再稼働禁止仮処分命令申立事件

債権者 辻義則 外28名

債務者 関西電力株式会社

準備書面(11)

【平成27年12月24日福井地裁決定批判】

平成28年1月22日

大津地方裁判所民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士 井 戸 謙 一

同 河 合 弘 之

同 吉 川 実

同 崔 信義

同 高 橋 陽 一

同 石 川 賢 治

同 向 川 さ ゆ り

同 石 田 達 也

同 稲 田 ま す み

外 23名

弁護士井戸謙一復代理人

弁護士 甫 守 一 樹

【目次】

第 1	はじめに	1
第 2	福島第一原発事故に学ぶ姿勢の欠如	3
第 3	福島第一原発事故前の判断枠組みの無批判な採用	4
1	採用した判断枠組み	4
2	問題点	5
第 3	安全基準の説明の放棄	5
1	福井地裁決定の内容	5
2	原発に求められる安全性は変わったか	5
3	問題点	8
第 4	具体的な争点についての不当な判断	8
1	松田式のバラツキについて	8
2	耐専式のバラツキについて	11
3	断層モデルについて	14
4	震源を特定せず策定する地震動について	14
5	震源特性、伝播特性、サイト特性について	17
6	基準地震動超過確率について	18
7	人為ミス問題について	19
8	テロの危険性について	20
9	シビアアクシデント対策及び避難計画について	22
10	規制基準自体の不合理性について	23
第 5	まとめ	24

【本文】

福井地裁は、平成 27 年 12 月 24 日、高浜原発 3、4 号機運転差止め仮処分申立事件について同地裁が平成 27 年 4 月 14 日にした仮処分決定（以下「原決定」という。）に対する保全異議申立事件において、原決定を取り消し、仮処分申立てを却下する旨の決定をした（以下「福井地裁決定」という。）。債務者は、さっそく、福井地裁決定書を乙第 114 号証として提出した。

福井地裁決定は、市民の司法に対する信頼を大きく傷つける不当なものであった。本準備書面においては、福井地裁決定の不当性を明らかにするので、御庁におかれては、是非これを他山の石とされるよう求める次第である。

第 1 はじめに

福井地裁の林潤裁判長、山口敦士裁判官、中村修輔裁判官で構成される裁判体（以下「林裁判体」という。）は、保全異議審で 4 回の審尋期日を重ね、当事者双方に対して多くの質問事項を出し、その回答内容について当事者双方にプレゼンテーションをさせ、一見、公平な立場で熱心に審理に取り組ん

でいるように振る舞った。しかし、決定内容を見ると、林裁判体は、審理当初から、原決定を取り消すという結論のもとに審理をしていたとしか思えない。

その主な問題点の項目を指摘すると、次のとおりである。

① 福島第一原発事故に学ぶ姿勢の欠如

福井地裁決定で福島第一原発事故について触れている部分は、わずか1頁に満たない（乙第114号証21～22頁，以下，乙第114号証については，頁数のみで示す。）。しかも，その記載は，まるで歴史的な一つの出来事として事実を認定しているのみであり，福島第一原発事故を招いたことについての司法の責任についての記述もなければ，福島第一原発事故を経験した日本において原発に対する安全規制がどう変わり，それが司法判断にどう影響を与えるのかについての考察もない。福島第一原発事故後の司法判断に関わる裁判官としての基本的な心構えができていない。

② 福島第一原発事故前の判断枠組みの無批判な採用

福井地裁決定は，判断枠組みについて，福島第一原発事故前において支配的であった判断枠組み（一般的には，「伊方最高裁判決の枠組み」と言われている。しかし，これが伊方原発最高裁判決の趣旨を正確に理解したものでないことについては，本件仮処分申立書69～74頁に記載した。）を漫然と採用し，福島第一原発事故後に原発再稼働問題について判断を示す裁判所としてふさわしい判断枠組みの探求を放棄した。

③ 安全基準の説明の放棄

福井地裁決定は，原発に求められる安全性の基準について，「当該原子炉施設の有する危険性が社会通念上無視できる程度にまで管理されていること」と述べるのみで（80頁下から2行目～81頁初行），その意味内容を説明していない。「社会通念上無視できる」とは，どういうことなのか，原発に求められる安全性は，福島第一原発事故の前と後で変わったのか，同じなのか，林裁判体は，必要な説明を放棄した。

④ 具体的な争点についての不当な判断

個々のすべての争点について，林裁判体は，福井地裁高浜原発仮処分事件債権者ら（以下「福井債権者ら」といい，本件事件の「債権者ら」と区別する。）の主張を排斥した。その結果自体を問題にする気はない。争点についての双方の主張を裁判所が曇りのない目で真摯に検討して出した結論であれば，当事者としては受け入れざるを得ないだろう。しかし，林裁判体の判断内容は，当事者の主張を真摯に検討した上の判断とはとても思えない。債務者は，福井債権者の主張に対し，正面から答えないではぐらかしたり，苦し紛れの主張をしたりした。福井地裁決定は，次のとおり，不当な判断をした。

ア 争点隠し

いくつかの重要な争点について、債務者は、福井債権者らの主張に反論していない。反論できなかったと思われる。林裁判体は、それらの争点を争点に掲げず、判断を回避した。

イ 債務者の主張の無批判な採用

林裁判体は、多くの争点で、債務者の主張を、それがいかに非論理的なものであったとしても、そのまま採用し、それを批判する福井債権者らの主張を無視し、極めて恣意的な判断をした。

ウ 基本的な誤解に基づく判断

林裁判体は、債務者の主張を採用するに当たり、一部、自ら考え、債務者が主張していない理由を付け加えている部分がある。しかし、その部分の記述には、基本的な誤りがある。

⑤ 開き直り

合理的な説明のできないいくつかの点について、福井地裁決定は、開き直った。

第2 福島第一原発事故に学ぶ姿勢の欠如

- 1 福井地裁決定を読む限り、福島第一原発事故が起こり、膨大な人々が深刻な被害を受け、今現在も受け続けていることは、裁判所の判断内容に何の影響も与えていない。しかし、それで、福島第一原発事故後の裁判所の責任を果たしたと言えるのだろうか。福島第一原発事故前、多くの裁判所は、専門家の専門技術的裁量を認め、裁判所は、具体的審査基準に不合理な点があるか、当該原子炉施設が具体的審査基準に適合するとした判断に看過しがたい過誤、欠落があるかを判断するものとし、結論として、上記の不合理な点も、上記の過誤、欠落もないとして、住民側の請求を悉く退けてきた。しかし、福島第一原発事故後に明らかになったのは、国際的にはどんどん安全基準が高まっていたのに、日本では真面目に対応しておらず、そのため、日本の原発の安全審査は、諸外国に比べ30年も遅れていたという実情にあり（甲第88号証74頁）、専門家は、そのことを知りながら、社会に対しては（法廷においても）、原発安全宣伝を振りまいており、社会のみならず裁判所もこれに騙されていたという現実だった。日本における原発の安全審査における具体的審査基準には不合理な点があり、具体的審査基準に適合するとした判断には看過しがたい過誤、欠落があったのに、我が国の裁判所は、それを見抜けなかったのである。原発の差止め請求訴訟で請求棄却判決を言い渡した裁判官が、「司法全体が安全性について踏み込んだ判断を積み重ねていたならば、審査指針は改善されたか

もしれない、もしそうしていれば、あの福島事故は防げたんじゃないかな・・・そういう思いがあります。」と述懐している（甲第92号証31頁）のは当然なのである。

- 2 そうであれば、福島第一原発事故後に原発差止め請求の判断をする裁判所としては、福島第一原発事故前になされた裁判所の判断内容に対する反省こそをスタートにしなければならない。大飯原発運転差止め請求訴訟における福井地裁平成26年5月21日付判決が、「本件訴訟においては、本件原発において、かような事態（引用者注 福島第一原発事故のこと）を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後においてこの判断を避けることは裁判所に課せられた最も重大な責務を放棄するに等しい」と判示したのは、まさに、福島第一原発事故後の裁判官の責任のあり方の一つを示したものであった。

しかし、林裁判体には、そのような姿勢は、微塵も窺えないのである。

第3 福島第一原発事故前の判断枠組みの無批判な採用

1 採用した判断枠組み

福井地裁決定は、「発電用原子炉施設の安全性に欠けるところがあるか否かについて、裁判所は、その安全性に関する原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から審理・判断するのが相当であり、
「原子力規制委員会における調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が上記具体的審査基準に適合するとした同委員会の調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があるときは」「当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあり、
「周辺住民の生命、身体及び健康を基礎とする人格権が侵害される具体的危険が肯認される」とした（80頁）。そして、「原子力規制委員会の安全性に対する判断に不合理な点があることの主張立証責任については、債権者らが負うべき」であるが、「当該原子炉施設の安全審査に関する資料や科学的、専門技術的知見は専ら発電用原子炉設置者である債務者側が保持していることなどを考慮すると、債務者において、まず、原子力規制委員会の上記判断に不合理な点がないこと、すなわち、同委員会における調査審議に用いられた具体的審査基準の合理性並びに当該基準の適合性に係る調査審議及び判断の過程等における看過しがたい過誤や欠落の不存在を相当の根拠、資料に基づき主張疎明すべきであり、債務者が主張疎明を尽くさない場合には、原子力規制委員会がした判断に不合理な点があるものとして、当該原子炉施設の周辺に居住する住民の人格権が侵害される具体

的危険があることが事実上推認される」が、債務者が上記の主張疎明を尽くした場合には、本来主張立証責任を負う債権者らにおいて、当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあり、債権者らの人格権が現に侵害されているか、または侵害される具体的危険があることについて主張疎明する必要がある」とした（８１頁）。

2 問題点

これは、「伊方最高裁判決の枠組み」を、福島第一原発事故後に改正された法律にスライドさせて採用したものであるが、「伊方最高裁判決の枠組み」の問題点については、本件仮処分申立書６９頁～７４頁で詳述した。要するに、債権者らの人格権が侵害される具体的危険があることの立証責任を債権者らに負わせるのは相当ではなく、伊方最高裁判決の趣旨にも添わないのである。福島第一原発事故前、裁判例の多くが「伊方最高裁判決の枠組み」に従っていたことが、原発に対する適切な司法的チェックができなかったことの原因の一つではないのか、福島第一原発事故に決定・判決をする裁判所としては、その問題に対する反省にたって判断枠組みを検討しなければならないのに、福井地裁決定には、そのような趣旨からの検討の形跡が全く窺えない。

第３ 安全基準の説明の放棄

1 福井地裁決定の内容

福井地裁決定は、原発に求める安全性について、「絶対的安全性を要求することは相当ではない」として、「当該原子炉施設の有する危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されていること」と述べるのみである（８０～８１頁）。ところで、原子炉施設に求められる安全性については、福島第一原発事故前の裁判例においても、「災害発生の危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことを意味する」等と判示されていた【例えば、名古屋高裁金沢支部平成２１年３月１８日判決（判例時報２０４５号３頁）】。福井地裁決定にいう「社会通念上無視し得る程度にまで管理されていること」は、上記金沢支部判決がいう「社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つこと」と同じなのか、異なるのか。少なくとも、林裁判体が、「異なる」との認識を有していることを窺える箇所はない。

2 原発に求められる安全性は変わったか

しかし、原発に求められる安全性は、福島第一原発事故の前と後では、同じということはある得ない。そのことは、法令の改正、政府関係者の発

言、そして社会通念の変化から明らかである。

(1) 法令の改正

ア 原子力基本法

原子力基本法は、我が国の原子力政策の基本法であり、福島第一原発事故当時、その第2条（基本方針）において、原子力の研究、開発及び利用は「安全の確保を旨として」行う旨が定められていた。しかし、福島第一原発事故、同条に第2項が新たに設けられ、「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」と定められた。

イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）

原子炉等規制法の第1条（目的）も改められ、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害」の例示として「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されること」と定められたほか、「大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う」ことが付記され、更に、規制の目的として、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」が明記された。

ウ 原子力規制委員会設置法

新規立法である原子力規制委員会設置法は、第1条（目的）において、原子力規制委員会の職務を「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定」することであると定めた。

エ これらの法改正や法制定の趣旨に鑑みれば、法律は、福島第一原発事故を経験した我が国において、原発の安全規制については、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全等を目的として最善かつ最大の努力に基づく万全の体制がとられるべきであり、その基準は、国際的な基準を踏まえ、いわゆる過酷事故の発生の可能性があることも認め、大規模な自然災害やテロリズム、その他の犯罪行為の発生をも想定したものであることを求めているというべきである。

原子炉設置許可処分の許可要件については、福島第一原発事故当時の原子炉等規制法（以下「旧原子炉等規制法」という。）第24条第1項第4号は、「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使

用済燃料を含む）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）または原子炉による災害の防止上支障がないものであること」と定められていたのに対し、現在の原子炉等規制法第43条の3の6第1項4号は、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と定めている。

これは、旧原子炉等規制法のもとでは、安全基準は法令上の根拠がなかったのに対し、現在の原子炉等規制法の下では、安全基準を原子力規制委員会規則で定めることにして法令上の根拠を持たせたのであるが、実質的な要件は、いずれも「災害の防止上支障がない」ことであって、文言上は変わっていない。しかし、その意味内容は、上記(ア)～(ウ)の法改正及び法制定の趣旨に照らせば、より厳しい安全規制が求められていると解さざるを得ないのである。

(2) 政府高官の発言

安倍首相は、2014年1月24日の第186回国会の施政方針演説において、「世界で最も厳しい水準の安全規制を満たさない限り、原発の再稼働はありません。」と述べた。その後も、安倍首相が、新規制基準が世界で最も厳しい水準の安全基準である旨、折に触れて発言していることは公知の事実である。また、田中俊一原子力規制委員会委員長も、しばしば、新規制基準は「世界最高レベルの厳しさ」であると発言している。これらの発言が虚偽であって、新規制基準は極めて不十分な基準であることは、既に詳細に主張している（債権者ら準備書面（6））が、政府高官が上記のように虚偽の事実を述べざるを得ないことは、逆に、そうでない限り、国民が原発の再稼働を許さないこと、すなわち、世界最高の厳しい基準に合格するレベルでなければ原発の再稼働を許さないというのが、福島第一原発事故後の社会通念であることを示している。

(3) 世論調査の結果

福島第一原発事故後、どの世論調査を見ても、原発の再稼働に反対する意見が多数を占めている。例えば、時事通信社が平成27年7月に実施した世論調査では、原発再稼働に反対する意見が54.3%と過半数を占め、賛成の32.7%を大きく上回った（甲第151号証）。また、同年8月に朝日新聞社が実施した世論調査でも、川内原発の再稼働を「よくなかった」とする意見は49%であり、「よかった」の30%を大きく上回った（甲第152号証）。このような市民の多数の確固とした意思が、社会通念に影響を与えていることは明らかである。

3 問題点

福井地裁決定は、このような要素を踏まえて、福島第一原発事故の原発に求められる安全性の程度、内容を検討すべきであるのに、これを全く検討しておらず、「危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されている」という言葉だけが、その内容の説明もなく、上滑りしているのである。

第4 具体的な争点についての不当な判断

以下、具体的な争点における福井地裁決定の判断内容を確認し、そこに、債務者の苦し紛れの主張の無批判な採用、争点隠し、基本的な誤解に基づく判断があることを指摘する。

1 松田式のバラツキについて

(1) 福井債権者らは、松田式の基礎データには大きなバラツキがあるから、応答スペクトルに基づく地震動評価の前提となる地震規模の想定に当たっては、平均値にすぎない松田式に基づく数値をそのまま採用するのではなく、基礎データのバラツキを考慮すべきだと主張した。これに対し、債務者は、松田式を、その基礎データである各地震のマグニチュード（気象庁が再評価したもの）と震源断層の長さの関係式としてみれば、ばらつきは小さいと主張した。この債務者の主張に対し、福井債権者らは、地震が発生する前に震源断層の長さを把握することはできないと主張した。ここにおいて、松田式を補正なく採用する問題についての最大の争点は、「震源断層の長さを地震発生前に把握できるのか否か」になった。そして、この問題について、債務者は、「各種調査により震源断層の長さを評価して震源断層の長さに松田式を適用している。」と主張するのみで、福井債権者らの上記の主張に対する具体的な反論をしなかったのである。最終の審尋期日で、福井債権者ら代理人は、債務者代理人に対して反論するように求めたが、債務者代理人は、裁判所に対し、「これ以上の反論はしない」と言い切り、審尋期日を終結するように求めたのである。林裁判体は、福井債権者ら本人や代理人に対し、「債務者の反論がないことを考慮に入れて決定を書く。」と言明し、福井債権者ら代理人の反対を押し切って審尋期日を終結した。

(2) 福井地裁決定は、震源断層の長さを前提にすれば、松田式の結果と観測値は大幅なバラツキはないとして、松田式に関する福井債権者らの主張を排斥した（107～108頁）。地震の発生前に震源断層の長さを把握することはできない旨の福井債権者らの主張には、全く触れなかった。そもそも、当事者の主張欄（29～30頁）にも適示されてい

い【争点隠し】。「債務者の反論がないことを考慮に入れて決定を書く。」というのは、通常は、「債務者が反論しない（できない）ことを債権者に有利な事情と扱う」という趣旨であるし、福井債権者らもそう受け取った。しかし、林裁判体が言おうとしたのは、「債務者が反論しない（できない）事項については、福井債権者らの主張自体をなかったことにしてしまう。」という趣旨だったようである。こういう手法は、通常「騙し」という。

- (3) なお、林裁判体は、債務者がした震源断層の長さの想定が十分に保守的なものと認めている（118頁4～5行目）。しかし、そもそも、「震源断層の長さを地震発生前に把握できるのか否か」という形で争点を立てていないので、その観点からの検討はしていない。そして、林裁判体が、債務者がした震源断層長の想定が十分に保守的だと認めた理由は、①債務者は、文献調査に加え、陸域においては、空中写真判読、航空レーザー測量、現地での測量等の地表調査を行い、必要に応じてボーリング調査、トレンチ調査、反射法地震探査等を行い、海域においては、海上音波探査や海洋ボーリング調査を行うなど、詳細な調査に基づいて活断層の長さを評価したこと（117頁8～12行目）、②航空レーザー測量等の新技術によって詳細な地形イメージが得られるようになっていくこと（117頁12～15行目）、③FO-A～FO-B～熊川断層について3連動を前提としたこと（117頁20～23行目）、上林川断層について断層の存在を確実に否定できるまで延長した39.5kmの震源断層を想定したこと（117頁23～25行目）である。しかし、この判示部分は、致命的な誤りである。以下、詳述する。

ア 震源断層面が地表にまで到達したのが地表地震断層（いわゆる「活断層」）である。地表地震断層がなくても、地下には震源断層が広がっていることがある。空中写真判読、航空レーザー測量、現地での測量等の地表調査をいくら精密に行っても、震源断層の長さは分からない。ボーリング調査やトレンチ調査、反射法地震探査でもわかるのはせいぜい地下200メートル程度の情報に限られる。乙第32号証

（9頁）には、債務者が高浜原発敷地地下でどのような調査をしたかが書かれている。これによると、「反射法・屈折法探査」「試掘杭弾性波探査」「PS検層」の調査対象は、地下2～300mであり、微動アレイの調査対象は、せいぜい地下1kmであり、地震波干渉法の調査対象は地下約4kmなのである。しかも、これらの調査は、高浜原発敷地地下の地盤構造を把握するために行われたものであって、震源断層の有無を把握するために行われたものではない。地震波干渉法の調査によって地下構造（P波速度、S波速度、密度等）は判っても、

震源断層の有無は分からない。

また、震源断層の長さを把握するためには、原発敷地地下ではなく、地表地震断層の前後の地下深くを調査しなければならないはずである。しかし、債務者は、そのような調査をしたとは主張していない。

結局、「地震発生前に使用できるのは活断層の情報であって、震源断層のものではない」（甲第137号証）のであり、「断層面の上端が地下浅部（数km以浅）まで達している断層（浅部伏在断層）は、物理探査やボーリング等によってその位置と活動性を評価できる可能性があるが、より深部に伏在する断層についてはお手上げ」（甲第138号証15頁）なのである。

イ F O・A～F O・B～熊川断層の3連動を認めたことを保守的と評価するのは間違いであることは、債権者ら準備書面（10）5～6頁に詳述した。また、債務者が上林川断層の長さを39.5kmとしたのは、債務者の説明によっても、「断層の存在を確実に否定できる地点まで延長した」というものであるが、ここにいう「断層」は地表地震断層のことにすぎない。

ウ 結局、地表を綿密に調査した債務者が震源断層の長さを保守的に想定できると結論付けるためには、地表地震断層の長さと震源断層の長さが一致することが大前提となる。債務者は、天津地裁で行われている本件仮処分事件では、「1回の地震で現れる地表地震断層は、地下の震源断層に比べて短い可能性があるが、活断層は繰り返し活動することによって、このような痕跡はほぼ地下の震源断層に匹敵する長さになると考えられている」と、その旨の主張をしており（債務者主張書面（8）23頁）、林裁判体も、明示はしていないが、その考え方を是認したのかもしれない。

確かに、一定規模以上の震源断層においては（通常、マグニチュード7.5以上と言われている）そのような考え方があることは否定しないが、そのことは事実によって裏切られている。

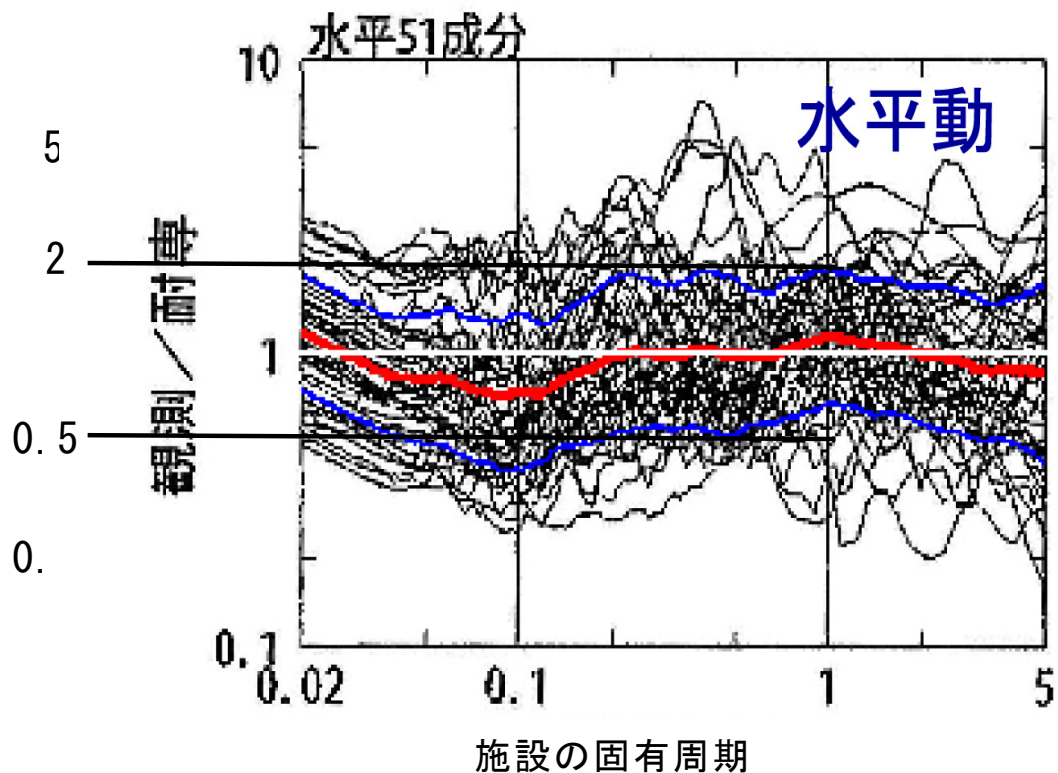
甲第153号証（これは、福井地裁の仮処分事件では、甲第428号証として提出された。）は、入倉孝次郎京都大学名誉教授らが、M8クラスの大地震における断層長さ、幅、変位、面積と地震モーメントの関係を検証した論文であるが、この「Fig.1」(a)の図と「Fig.2」(a)の図を見比べていただきたい。前者は、Wells and Coppersmith（1994）の論文のデータとされた各地震の「余震分布から決められた断層の長さ」（すなわち「震源断層の長さ」）をプロットしたものであり（2頁13～18行目）、後者は、前者に、上記各地震の地表断層の長さを加筆してプロットしたものである（2頁末尾2行）。

「Fig.2」(a)の図の黄色丸印【surface rupture length(W&C)】が地表断層の長さであり、緑丸印【subsurface rupture length(W&C)】が震源断層の長さである。地震モーメントが 10^{27} dyne-cmを超える大地震でも地表断層の長さと震源断層の長さには大きな乖離があることがわかる。

地表地震断層と震源断層の長さに大きな乖離がある以上、仮に債務者が地表地震断層の長さを保守的に認定したとしても（保守的な認定といえないことは既に述べた。）、それが震源断層の長さと一致するなどという根拠はないから、松田式のバラツキを考慮しなくてもよいとする理由にはなり得ないのである。

2 耐専式のバラツキについて

- (1) 耐専式によって算出される地震動と現実の観測結果との間に大きなバラツキがあることは誰も否定できないはずである。改めて、甲第60号証（原子力安全基盤機構作成にかかる「岩盤における設計用地震動評価手法（耐専スペクトル）について」）29頁の「近年の内陸地殻内地震による残差」の左側のグラフを再掲する。これによれば、観測値は、耐専式によって導かれた値の前後に大きくバラツキしており、その程度は、標準偏差で倍・半分に及び、大きくは5倍を超え、7倍程度に達するものまである。



そうすると、問題は、債務者が主張する「不確かさの考慮」で、耐専式の上記のバラツキが吸収できているか否かにある。

- (2) 福井地裁決定は、これを肯定した。理由は、債務者が、①F O－A～F O－B～熊川断層の3連動を考慮したこと、②上林川断層の長さを確実に否定できる地点まで延長させたこと、③地震発生層の上端深さを3 kmとしたこと、④短周期地震動1.5倍ケース、断層傾斜角75度ケース、すべり角30度ケース、破壊伝播速度0.87βケース、アスペリティー塊2ケースなど、各種のパラメータを保守的に設定した多様な不確かさを考慮したケースを検討していること、⑤内陸補正係数を適用していないこと、である（109頁）。
- (3) しかし、①及び③を保守的な設定と評価することが誤りであることは、債権者ら準備書面（8）3頁14～22行目、債権者ら準備書面（10）5頁18行目～6頁21行目で述べた。

③についてこれが保守的な設定と評価できないことの証拠として、甲第154号証（平成26年度原子力規制委員会第8回会議議事録 平成26年5月21日）を提出する。この会議で、島崎邦彦原子力規制委員長代理が、大飯原発及び高浜原発に関し、新規制基準適合性に係る審査

会合でなされた地震発生層の上端深さについての議論状況を報告している。これによると、債務者の申請内容は、地下構造が高浜原発から80 km離れている敦賀原発と同じ構造であるというものであるが、その具体的な根拠に欠けている（8頁12～14行目）、債務者は上端深さが4 kmであるとして申請しているが、他の事業者の申請内容は、2 km～3 kmである（8頁17～19行目）、この地域（引用者注：高浜原発や大飯原発周辺地域のこと）で特に地震発生層の上面が浅いということを示すような地学的な知見はない（8頁20～21行目）、調査の結果、地震発生層の上面は4 kmよりも浅いという結果が出たので、債務者は3 kmとするということになった（8頁下から7～6行目）というのである。債務者が地震発生層の上端深さを3 kmとしていることを保守的な設定などといえないことは明らかである。

②については、上林川断層の長さがそれより短いと断定できない以上は、その長さを前提に地震の規模を想定するのは当然であって、その長さを前提にしたからといって、同じ長さの断層の活動でも、発生するたびに地震動が異なるという意味での「バラツキ」を吸収できるものではない。

④については、そもそも、不確かさの考慮が不十分であること、不確かさを重畳させるべきであるのにしていないこと等について、債権者ら準備書面（10）8～9頁に記載した。

⑤の内陸補正係数を適用しないことは、保守的な取り扱いになることは否定しないが、これによって地震動は6～7割増大するものの、この程度では、耐専式に含まれる膨大なバラツキを到底吸収できるものではない。

- (4) 経験式が有するばらつきを考慮しなければならないことは、新規制基準が明記しているところである（基準地震動ガイド3.2.3(2)）。これは、地震動の評価過程に伴う不確かさの考慮（基準地震動ガイド3.3.3(1)(2)）とは別に求められているのである。本件決定がいうバラツキの考慮のうち、経験式である耐専式に関するバラツキの考慮と評価できるのは、⑤のみである。しかし、これだけでは、①に記載したような耐専式の広範なバラツキを到底吸収し得ないのである。

本件決定は、債務者がした主張をそのまま採用したものである。債務者は、自らがした不確かさの考慮や保守的な設定によって耐専式のバラツキを吸収し得ているのか否かを定量的に評価しておらず、単なる印象を述べているにすぎない。そして、林裁判体は、そのような債務者の主張をそのまま採用したのである【債務者の主張の無批判な採用】。

3 断層モデルについて

- (1) 断層モデルに関し、本件決定は、「本件スケーリング則（引用者注：入倉式のこと 99頁参照）は、地震動の評価において一般的に用いられる手法であり、それ自体の科学的妥当性を直ちに否定することはできない」（119頁下から3～1行目）と述べて、入倉式を採用することを是認している。ここでは、原発がまるで一般の居宅であるかのように扱われており、司法が、原発が基準地震動を超える揺れに襲われることを許容してはならないという心構えを感じることもできない。入倉式によって地震モーメントを計算すれば、同種のスケーリング則である武村式による計算結果の4分の1程度にしかならないのである。その原因は、入倉式が世界の地震データを使っているのに対し、武村式は日本の地震データを使っていることに起因している（甲第146号証）。仮に、どちらも地震動評価において一般的に用いられている手法であったとしても、わが国内における原発の耐震設計の基礎となる基準地震動の策定のために使用するスケーリング則として、どちらを採用すべきかは、明らかではないだろうか。

債務者は、地震モーメントが他の計算式を採用した場合の4分の1にしかならない入倉式を採用することの合理性を全く主張できなかった。

林裁判体は、債務者の主張を、理由を説明することもなく、そのまま採用したのである【債務者の主張の無批判な採用】。

- (2) 福井債権者らは、断層モデルにおいて使用した各種パラメータにバラツキがあることをるる主張した。本件決定は、断層モデルにおける断層面積は相当程度保守的な設定がされたとの認定に続いて、「断層面積以外の各種の震源特性に関するパラメータについても保守的な評価がされていることは前記(2)イ(ウ)で説示したとおりである。」と述べた（119頁15～17行目）。ところが、(2)イ(ウ)（109頁8行目～110頁13行目）をみると、ここに記載されているのは、債務者が不確かさの考慮を適切にしたか否かであり、断層モデルの基本ケースに使用したパラメータが妥当であるか否かについては、全く触れていない。

これは、決定書が論理的に破たんしているということであり、内容的には、断層モデルにおいて使用した各種パラメータにバラツキがある旨の福井債権者らの主張に全く答えていないということである。

4 震源を特定せず策定する地震動について

- (1) 新規制基準は、Mw 6.5未満の地震は「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」であり、国内においてどこで発生すると考えられ

る地震であるとして、「震源を特定せず策定する地震動」の策定を求めている（設置許可基準規則の解釈第4条の5三，基準地震動ガイド4.2.1【解説】(1)）。そして，その策定に当たっては，「震源近傍における観測記録を収集し，これらを基に，各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定すること」を求めている（設置許可基準規則の解釈第4条の5三）。債務者が，Mw 5.7の留萌支庁南部地震の観測記録をそのまま本件原発の「震源を特定せず策定する地震動」としていることについて，福井債権者らは，①解析によって判明した最大地震動（1500ガル又は2000ガル）を前提とすべきこと（以下「2000ガル問題」という。），②Mw 5.7の16倍の規模であるMw 6.5の地震を想定すべきこと（以下「16倍問題」という。）を主張した。

- (2) 債務者は，2000ガル問題にも16倍問題にも反論しなかった。林裁判体が，債務者から反論がない点については，「債務者の反論がないことを考慮に入れて決定を書く。」と言明したのは，第4の1(1)で記載したとおりである。ところが，林裁判体は，2000ガル問題でも16倍問題でも，債務者が反論しない（できない）ことを債権者らに有利な事情と扱ったのではなく，争点から落としてしまった【争点隠し】。

すなわち，本件決定では，これらの点について裁判所の判断はなく，留萌支庁南部地震の基盤面のS波速度よりも本件原発の解放基盤表面のS波速度の方が速いことから，この補正をしていない債務者の取り扱いが保守的であること（121頁5～17行目），加藤ほかのスペクトルを上回るように基準地震動を策定していること（122頁初行～8行目）を認定し，債務者の評価が不合理であるということとはできない，と結論付けているにすぎない（同頁9～12行目）。

- (3) なお，本件決定は，「一般的には，あらかじめ判明している活断層と関連付けることが困難な地震で，マグニチュード7を超えるものが起こる可能性を完全に否定することはできない」と述べている（122頁末尾3行）。そうであれば，Mw 6.5を上限としている新規制基準は不合理であると結論付けるのが論理的帰結のはずであるし，Mw 5.7の留萌支庁南部地震の観測データをもってきて，そのまま「震源を特定せず策定する地震動」としている債務者の主張は不合理と結論付けられるべきことは当然である。

しかし，林裁判体は，それでも債務者の手法を是認した。その理由は，本件原発については，敷地近くにマグニチュード7.8の地震（F O－A～F O－B～熊川断層の三連動による地震，等価震源距離は18.6 km）を想定しているのだから，本件原発において地震動評価を行うに当

たつては、「活断層と関連付けることが困難な地震による地震動よりも、敷地近傍の活断層に関連する地震動の評価が本件基準地震動を策定する際に重要な意味を持」っている（１２３頁７～９行目）ということにある。すなわち、「震源を特定して策定する地震動」の想定活断層が、原発敷地に近く、かつ長大断層であるから、「震源を特定せず策定する地震動」がこれを超えることは考え難いという趣旨であると理解できる。しかし、この判断は、次のとおり、明らかに誤りである。

ア 新規制基準は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定することを求めている（設置許可基準規則の解釈第４条の５一）。これに主従の関係はなく、どちらかについて大きな地震動が策定されたからといって、他方を策定しなくてもいいというものではなく、他方を軽視していいというものでもない。本件決定の上記考え方は、新規制基準の趣旨に明白に抵触する。

イ 原発敷地から等価震源距離１８．６kmの断層が活動してマグニチュード７．８の地震が発生した場合と、敷地の直下で未知の活断層が活動してマグニチュード７．０あるいはマグニチュード６．５の地震が発生した場合における原発敷地の地震動は、当然に前者が大きいというものではない。特定の地点における地震動は、多くのパラメータによって決定される。地震の規模（マグニチュード）と等価震源距離以外の要素を捨象しても、等価震源距離の要素は思いのほか大きい。甲第６０号証（原子力安全基盤機構作成にかかる「岩盤における設計用地震動評価手法（耐専スペクトル）について」）の３３頁を見ていただきたい。これは、耐専式のコントロールポイントの数値の一覧表である。「極近距離・ M （マグニチュード）６， X_{eq} （等価震源距離）６km」の地震と、「近距離・ M ７， X_{eq} ２０km」の地震を比べると、コントロールポイントの座標（加速度ではなく、速度で表示されている）は、周期０．０２秒から０．３０秒までは前者の方が大きく、後者が大きくなるのは、周期０．６０秒よりも大きい地震波に限られるのである。

ウ このことは、債務者がした本件原発の基準地震動の策定過程をみても十分に窺えることができる。債務者は、留萌支庁南部地震を考慮した地震動が基準地震動 S_s-1 を一部周期で上回ることから、これを基準地震動 S_s-7 として採用した。基準地震動 S_s-1 は、 $FO-A \sim FO-B \sim$ 熊川断層及び上林川断層について応答スペクトルに基づく地震動評価結果を包絡するものである。 $M_w 5.7$ ($M_j 6.1$)

の地震による地震動が一部周期とはいえ、 M_j 7.8，等価震源距離 18.6 km の地震の応答スペクトルを超えるのである。

エ 本件原発の基準地震動の策定について、「震源を特定して策定する地震動」で FO-A～FO-B～熊川断層の三連動を評価しているから、本件原発の基準地震動の策定に当たっては、「震源を特定せず策定する地震動」が寄与する度合いは小さいというのは債務者の主張するところであり、林裁判体は、この債務者の主張を、検証なく無批判に受け入れたのである【債務者の主張の無批判な採用】。

5 震源特性，伝播特性，サイト特性について

- (1) 地震動のバラツキを考慮しなくてもよいとする債務者の主張の根幹は、「本件原発周辺では、震源特性，伝播特性，サイト特性に関して、過去の多数の地震の『標準的・平均的な姿』よりも大きくなるような地域性が存する可能性を示すデータは特段得られていない」という点にある。債務者は、大津地裁の本件仮処分事件においても、同じ主張を繰り返しているが、結論を述べるのみでその根拠を示さない。これに対し、債権者らは、「たかだか地震動の20年程度のデータの集積により、個別の震源断層において、震源断層から原発敷地までの地盤において、原発敷地の地盤において、地震動を増幅させたり減衰させたりする諸要素をもれなく認識できるのか。」と問題を投げかけている（債権者ら準備書面(3)12頁）が、債務者は、これに全く答えない。
- (2) この問題について、林裁判体は、債務者の主張を是認したが、債務者も説明していないことを説明しようとして、墓穴を掘った。すなわち、林裁判体は、地震動に対する影響は、3つの特性のうちでもサイト特性が大きいと断定し、本件原発の敷地周辺は、浅部に硬質な岩盤がほぼ均質に広がり、地震動を増幅させるような特異な地盤構造は認められていないから、伝播特性やサイト特性による大幅なバラツキまで考慮しなかったとしても不合理とは言えず、震源特性については、パラメータを保守的に設定しているとしたのである（116頁14行目～117頁5行目）。そして、サイト特性の影響が大きいことの証拠として、福井債権者らが提出した甲第362号証（本件では、甲第155号証として提出する。）で、地表で観測された地震動は地下100mの地盤で観測された地震動に比べて相当程度大きくなる傾向があることを認定した。そして、乙第115号証【原口和靖の平成27年9月11日付「兵庫県南部地震時の地震動観測値について」と題する書面，なおその内容は、債務者が本件で提出した乙第108号証（原口和靖作成の平成27年12月作成の陳述書）第2とほぼ同内容である。】によって、本件原発におい

ては、兵庫県南部地震における最大加速度が一般の地盤上にある舞鶴海洋気象台で観測された最大加速度より大幅に小さい数値であったことが認められる、とした。

- (3) なるほど、地表近くが軟弱地盤であれば、地震動が増幅されるのは公知の事実であろう。しかし、原発の基準地震動の策定にあたって、そのことは関係がない。基準地震動は、解放基盤表面 ($V_s = 700 \text{ m/s}$ 以上の硬質地盤) における地震動を策定するものであって、その上部に軟弱地盤が載っているか否かは関係しないのである。また、大幅なバラツキをしめす観測値の平均像を示す耐専スペクトルが原発の基準地震動の策定に用いられるのは、これが硬質岩盤における地震動の記録を基にしているからであり、観測点の地盤条件は、 $V_s = 0.5 \sim 2.7 \text{ km/s}$: $V_p = 1.7 \sim 5.5 \text{ km/s}$ 以上なのである（甲第60号証11頁）。したがって、地表近くが軟弱地盤であるために地表の地震動が増幅する現象は、基準地震動の策定における「サイト特性」とは関係がない。乙第108号証は、まるで、地表近くが軟弱地盤であるか否かがサイト特性の典型例のように書かれている。これは、意図的なミスリードである。兵庫県南部地震のときに、本件原発敷地における地表の地震動が舞鶴海洋気象台で観測された地表の地震動よりも大幅に小さい数値であったとしても、そのことには何の意味もない。比較するのであれば、双方の解放基盤表面における地震動を比較する必要があるのである。また、甲第155号証は、地表と地下100mのスペクトルを比べると、通常、地表近くに軟弱地盤があるため、地表の方が地震動が大きくなることを示したグラフにすぎない。

林裁判体は、債務者のミスリードにまんまと乗せられ、間違った判断をしてしまった【基本的な誤解に基づく判断】。

6 基準地震動超過確率について

- (1) 林裁判体は、本件原発の基準地震動の超過確率は、 $10^{-4} \sim 10^{-5}$ /年であるとの主張を受け入れ、本件原発の基準地震動は、国際的な水準に照らして十分に保守的な評価がされたものと認めた。
- (2) この年超過確率が、いったいどのような資料を基に、どのような計算式により、算出されたか、具体的な証拠は一切存在しない。それにもかかわらずこのような認定を行うことは、証拠によらない事実認定というほかなく、その不合理性は明らかである。かえって、参照されるべきは、本件決定も認定している（22頁6行目～23頁6行目）ように、10年間に5回も基準地震動を超えたという観測事実である。

なお、この点につき、林裁判体は、東北地方太平洋沖地震の際に福島

第一原発，女川原発，東海第二原発で基準地震動を超える地震動が観測されたことにつき，この地震は，「マグニチュード9という我が国で発生した最大規模の地震であるが」，観測記録は基準地震動 S_s と比較して「全体としてはおおむね同程度又はこれを下回っていたことが認められる」ところ，これらの事例の存在は，「新指針に基づく基準地震動の合理性ないし信頼性のある程度裏付けるものと評価することも可能」とまで述べている（114頁9行目～16行目）。この点にも，林裁判体の地震動についての基本的な誤解が表れている。林裁判体は，地震動を地震の規模（マグニチュード）だけから評価しているが，地震動を決定づける主たる要素は，地震の規模（マグニチュード）と等価震源距離である。もういちど，耐専式のコントロールポイントの数値の一覧表【甲第60号証（原子力安全基盤機構作成にかかる「岩盤における設計用地震動評価手法（耐専スペクトル）について」）の33頁】を見ていただきたい。マグニチュード8.5の巨大地震でも，等価震源距離が200kmの地点（下から4段目）では，周期0.02秒の地震動は0.18（ cm/s ）にすぎず，マグニチュード6の地震における等価震源距離6kmの地点の地震動1.04（ cm/s ）（上から4段目）にはるかに及ばないのである【基本的な誤解に基づく判断】。

7 人為ミス問題について

- (1) 福井地裁決定は，人為的ミスの可能性があることは認めつつ，「人為的なミス等の要因に対しては，最悪の事態を想定して訓練を繰り返すことで安全性を確保するほかない」と決めつけ，「危機時における人為的なミス等が生じる可能性があることを理由として，本件原発の耐震設計に安全上の欠陥があるということとはできない。」と結論付けている（149頁6行目～23行目）。
- (2) 林裁判体は，人為ミス問題は設計の問題であることを全く理解していない。緊急事態においては，適切な判断をするために必要な情報が入手できるか，適切な判断をする能力のある人員を確保できるか，余震と被ばくの恐怖の中でパニックにならないで冷静な判断ができるか等，問題が山積しており，いくら訓練を繰り返しても人為ミスを防ぐことはできない。だから，緊急時において，人の能動的な行動に期待する設計（「アクティブ設計」）をしてはならないのである。この点は，債権者ら準備書面（6）57～59頁で詳述した。すなわち，ヨーロッパEURの基準では，設計基準を超えた事故の発生後12時間（目標は24時間）は可搬式設備による格納容器保護のための人的対応の有効性を期待してはならず，格納容器は，設計基準を超えた事故の発生後12時間

（目標は２４時間）は人的対応なしで耐久できなければならず，設計基準を超えた事故の発生後７２時間は，所外からの支援を期待してはならないとされているのである（パッシブ設計）。

- (3) 第３の２で記載したように，我が国の現在の法律は，原発の安全対策について，確立された国際的な基準を踏まえることを求め（原子力基本法第２条第２項，原子力規制委員会設置法第１条）ており，世界でも最も厳しい規制を求めていることは現在の我が国における社会通念なのであるから，ヨーロッパで標準仕様となっているパッシブ設計を採用しなかった新規制基準は，基準としての合理性を欠いていると判断されなければならない。福井地裁決定は，このような視点が欠落しており，林裁判体には，このような認識はないものと思われる【基本的な誤解に基づく判断】。

８ テロの危険性について

- (1) 福井地裁決定は，テロの危険性を正当に認め，テロは故意行為であるから「その発生確率の低さのみを根拠に安全性が確保されているということとはできない。」と述べ（１７４頁７行目～１１行目），テロが起こった場合には，使用済み燃料ピットも原子炉格納容器も「大規模損壊に至る可能性は否定できない。」と認定した（同１１行目～１５行目）。そうであれば，福井債権者らの人格権が侵害される可能性が否定できないのであるから，高浜原発の運転を差し止めるのが素直な結論であると思われるが，林裁判体は，そうはしなかった。
- (2) 林裁判体が，テロの危険性を理由として高浜原発の運転差し止めを認めなかった理屈は次のとおりである。
- ア テロに対しては，原子炉格納容器や使用済み燃料ピットに大規模損壊が生じた場合を想定し，周辺環境への放射性物質の放出低減を最優先に考えた対応を行うという方針を採用することには合理性がある。（１７４頁１６行目～１９行目）
- イ 大規模損壊が生じた場合を想定し，特定重大事故等対処施設を設置するとともに，可搬型の各種設備等を配置することによって大規模損壊に対応できるよう適切な手順の整備を求めている新規制基準の内容は不合理であるということとはできない。（１７４頁２０行目～２４行目）
- ウ アメリカでは，大規模テロ等に対する規制として，使用済み燃料ピットに対する水補給が示されているところ，新規制基準でも同様のものが整備されているから，新規制基準が要求する大規模テロ対策は，国際的な水準に合致する。（１７４頁２５行目～１７５頁６行目）

エ 債務者の対策（可搬型設備についての保管場所，アクセスルートの検討，熱交換器の設置検討，防災訓練や教育実施）には合理性がある。

（１７５頁７行目～１６行目）

オ 侵入者によるテロ行為やサイバーテロ対策についての新規制基準の内容や債務者の対策も合理的である。（１７５頁１７行目～１７６頁２行目）

カ 本件原発が具体的に何らかのテロ等の標的になっていることを窺わせる疎明資料がない。（１７６頁３行目～１２行目）

キ 現時点においては，テロ等の危険性に関する具体的審査基準に不合理な点はなく，本件原発の大規模テロ対策が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程等に看過しがたい過誤，欠落は認められない。

- (3) 福井地裁決定の内容によれば，侵入者やサイバーテロの防止対策は一応とられている（上記オ）が，大規模テロに対しては，周辺環境への放射性物質の放出低減しか対策がないのである（上記ア）。使用済み核燃料ピットや原子炉格納容器が大規模損壊すれば，福島第一原発事故など比較にもならないような大惨事が起こる（近藤俊介原子力委員会委員長の「最悪のシナリオ」を想起されたい。）。周辺環境への放射性物質の放出低減対策がどの程度の効果を発揮するのか，林裁判体は，その認定もしていない。放出低減対策をとっても，福井債権者らの人格権が深刻に侵害されることは林裁判体としても，否定できないと思われる。

防止対策がないから，放射性物質の放出低減対策しか方法がなく，放出低減対策だけであっても，新規制基準として合理的であるというのが福井地裁決定の論理である。しかし，新規制基準が放出低減対策しか定められていないのであれば，災害を防止することはできないのだから，新規制基準は，原子炉等規制法が求めている「発電用原子炉施設の位置，構造及び設備が核燃料物質，核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準」の要件を満たさないのではないだろうか。

放出低減対策だけでは，福井債権者らの人格権は深刻に侵害されるのである。それを防止するためには，高浜原発の運転を差止め，廃炉にするしかない。林裁判体としては，当然その選択肢を検討すべきだったのに，それを無視した。

- (4) なお，福井地裁決定の上記論理は，「（故意行為であるテロ行為については）（代理人注），その発生確率の低さのみを根拠に安全性が確保されているということとはできない」のに，現在，「本件原発が具体的に何らかのテロ等の標的になっていることをうかがわせる疎明資料もな

い」から、新規制基準の内容やその適合判断に不合理な点はないというものであって、ここには明白な矛盾がある。

- (5) 新規制基準による使用済み燃料ピットに対する水補給対策がアメリカにおける大規模テロ等に対する規制と同一であることを理由として、新規制基準が要求する大規模テロ対策が、国際的な水準に合致すると結論付けた点についても、一言言及したい。アメリカにおける原発テロ対策は、アメリカ原子力規制委員会が平成14年に発した命令中の第B, 5, b章第2節及び第3節に定められている（いわゆる「B, 5. b」）が、その内容は、我が国の新規制基準が定めている内容とは全く異なる。使用済み燃料ピットに対する水補給対策の比較だけで、それ以外の点については全く検討しないまま、「新規制基準が要求する大規模テロ対策が、国際的な水準に合致する」と結論付けた林裁判体の論理にはあきれるほかない。

9 シビアアクシデント対策及び避難計画について

- (1) 福井地裁決定は、シビアアクシデント対策についても、避難計画の合理性、実効性についても、全く判断しなかった。その理由は、「燃料体等の損傷ないし溶融を前提とする水蒸気爆発及び水素爆発の危険性や放射性物質が本件原発の敷地外に大量放出される危険性も、社会通念上無視し得る程度にまで管理されている」ということにある（221頁16行目～21行目）。要するに、シビアアクシデントが発生する危険は社会通念上無視し得る程度に小さいから、シビアアクシデントの発生を前提とするシビアアクシデント対策の有効性や避難計画の実効性、合理性については検討する必要がないというのである。
- (2) これは、福島第一原発事故前の原発安全神話と全く同じ内容である。福島第一原発事故前の安全基準は、我が国ではシビアアクシデントは起こらないという前提のもと、IAEAが定めた多層防護の第1層から第3層までを規制内容としたが、第4層（シビアアクシデント対策）及び第5層（避難計画）は規制の内容とはしていなかった。その根拠のない楽観が悲惨な事態を招くことこそが、福島第一原発事故の最大の教訓ではなかったのか。十数万の人々の故郷を奪い、数十万の人々を今なお苦しめている福島第一原発事故から我々が学ばなければならないことではないのか。

その反省の下、新規制基準は第4層を規制の内容とした。第5層を規制の内容としなかったことは、極めて不当であるが、原発から30km間の地方公共団体に避難計画の策定が義務付けられたのは、その教訓の表れである。

- (3) 林裁判体が、第4層、第5層を検討する必要があるとしたことは恥ずべき開き直りである（川内原発の運転禁止仮処分事件において住民の申請を退けた鹿児島地裁決定は、その判断内容こそ不当であるものの、第5層までを検討対象とした。）。原発における多層防護（深層防護）の考え方は、確立した国際基準である。福井地裁決定の判断内容は、原子力基本法第2条第2項、原子力規制委員会設置法第1条にも違反していることになる。
- (4) 裁判所に多層防護の考え方についてご理解いただくため、甲第156号証を提出する。これは、大阪大学准教授の高田孝氏が日本原子力学会の2013年秋の大会で報告した内容である。ここで高田氏は、多層防護（深層防護）について、あるレベルの対策が十分だから次のレベルは甘くてもよいといった考え方をとってはならないこと、他のレベルに依存して対策を考えるものではないこと等を説明している（8頁）。また、更田豊志原子力規制委員会委員も、平成25年2月6日に開催された原子力規制委員会第27回会議で、深層防護の考え方について、「1つの目的を達成するために、多層の防護策を用意すること。一つ一つの層を検討するときには、他の層に期待せずに、その層だけで、その目的を達成するように対策を作り上げること。これは、前段否定、後段否定を含めた深層防護の考え方を徹底すること。」と説明している（甲第157号証）。

10 規制基準自体の不合理性について

- (1) 福井債権者らは、基準地震動策定についての新規制基準の策定作業が、時間切れのため、具体的な基準を作ることができなかったと主張した。これに対し、林裁判体は、基準が「最新の科学的・技術的知見の具体的な内容、調査の信頼性や制度を確保する具体的な方法、不確かさの具体的な考慮方法等については、なお抽象的な記述にとどまっている」ことを認め（105頁9行目～11行目）、基準として十分なものでないこと自体は否定せず、他方で、停止中の原子炉が運転を再開する場合には、原子力規制委員会規則の適合性審査を同委員会に担わせており、「高い専門性と識見を有する複数の委員を擁する同委員会が、高度の専門的・技術的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使できる態勢を確保することによって、審査に係る各原子炉ごとに、精度の高い調査と最新の科学的、技術的知見を踏まえた地震動の評価がされているか、不確かさについても適切に考慮されているかといった点を個別的具体に審査するという枠組みが予定されて」おり、この枠組みには十分な合理性があるから、「基準地震動に関する新規制基準の内容に不

合理的な点はない」と結論付けた（１０５頁１４行目～１０６頁３行目）。

(2) これは、要するに、基準自体は不十分かつ不合理なものであっても、原子力規制委員会がしっかりと審査するからよしとするものであり、甚だしい開き直りである。具体的審査基準の合理性と適合性判断に看過しがたい過誤欠落がないことを求めた伊方原発最高裁判決（平成４年１０月２９日）は、それぞれを独立した要件として求めているのであって、審査が適切になされれば、基準は不十分のものであってもいいなどとは述べていない。

第５ まとめ

以上のとおり、福井地裁決定は、債務者の不合理な主張の無批判の採用、争点隠し、基本的な誤解、開き直り等のオンパレードである。林裁判体が、当事者双方の主張立証を真摯に検討して中立公平な立場から結論を出したとはとても思えない。このような仕事をしていたのでは、司法に対する市民の信頼は傷つけられる一方である。他方で、裁判所が電力会社の主張を容れようとすれば、このような不当な手法を使うしかないのだということが明らかになったということもできる。

御庁におかれては、福井地裁決定を他山の石としていただきたく、取り急ぎ、本準備書面を提出する次第である。

以上